

横浜市からのお知らせ①

個人住民税を特別徴収で納めるときのよくあるお問い合わせ

Q 市民税・県民税（特別徴収分）の納入期限はいつまでですか？

A 各月分の納入期限はその翌月の10日までです。例えば6月分であれば7月11日が納入期限です。10日が金融機関等の休業日であれば、その翌日が期限になります。

Q 特別徴収税額の納入書を書き損じてしまったのですが、どうすればよいですか？

A 納入書綴りの後ろにございます白紙の納付書をお使いください。もしくは、本市ホームページに「市民税・県民税特別徴収分再発行納入書」を掲載しておりますので、ダウンロードいただきお使いください。

Q 所得税で納期の特例を受けていますが、市民税・県民税でも受けるにはどうすればよいですか？

A 「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」に必要事項をご記入の上、財政局納税管理課まで郵送または持参にて申請書を提出してください。※審査には概ね2週間程度かかります。申請書等は、本市ホームページ「納期の特例の申請と納入について」に掲載しておりますので、ダウンロードいただきお使いください。

横浜市 納期の特例

検索

【提出先】横浜市財政局納税管理課

〒231-8313 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階

電話：045-671-3096 受付時間：8時45分～17時15分（土・日・祝日・休日・年末年始(12/29～1/3)を除く）

Q 普通徴収から特別徴収に変更する際、既に納期が過ぎた普通徴収分も併せて特別徴収にしてもらうことはできますか。

A 納期が過ぎた普通徴収を特別徴収にすることはできません。普通徴収の納期限前に「特別徴収への切替依頼書」が横浜市特別徴収センターに届くようにご提出ください。なお、口座引落としによる納付方法を選択しておられた場合、納期前であっても口座の停止ができない場合もありますので早めにご提出ください。

横浜市 異動届

検索

【提出先】横浜市特別徴収センター（財政局法人課税課）

〒231-8314 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階

電話：045-671-4471 受付時間：8時45分～17時15分（土・日・祝日・休日・年末年始(12/29～1/3)を除く）

横浜市からのお知らせ②

窓口に出向かずに市税が納められます！

～窓口に出向かずに市税を納付するには、次の方法があります～

●スマホ決済 ●ペイジー納付 ●クレジット納付(※)

※クレジット納付は、税額に応じてシステム利用料がかかります。

【取扱対象税目】

- 個人市民税・県民税(普通徴収分)
- 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)
- 固定資産税(償却資産分)
- 軽自動車税(種別割)



詳細は、横浜市ウェブページをご覧ください。

横浜市 納付方法

検索